

SSW（スクールソーシャルワーカー）だより♪ ③

令和2年 12月号

こんにちは！

SSWの鮫島 泰子（さめじま やすこ）です。

新型コロナウイルスの影響でアルバイトに入れてもらえなくなった！そもそも勤務先が休業している、つぶれちゃった・・・お金がないけど しょうがないのかなぁ・・・。
あきらめないで！もらえるはずだった給料の8割をもらえる制度があります。

新型コロナ休業支援金・給付金

どんな人がもらえるの？	1、2020年4月1日から12月31日までの間に新型コロナウイルスの影響をうけた事業主が休業させた中小企業主に雇用される労働者 2、その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方	つまり、コロナで急に仕事が休みにになったり、仕事が減った人。 *中小企業に限ります
誰が請求するの？	自分でできます。アルバイト先の人から従業員分をまとめて請求することもできます。	申請はネット・郵送どちらでもできます。
いくらもらえるの？	コロナで休む前の給料 8割(日額上限11,000円)がもらえます。アルバイト先から「休業手当」が出た月は、請求できません。	休む前直近6か月の中から任意で3か月を選んだその平均額の8割です
締め切りはあるの？	<u>令和2年4月から9月分は12月31日まで。</u> <u>10月から12月分は3月31日までです。</u>	締め切り注意

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

*「書類が揃ったが難しくて・・・」という場合は、上記サイトから動画がアップされています。

記入の仕方など解説してくれています。

*「それでもわからない！！」場合はここに電話。やさしくおしえてくれます。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

受付時間：月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

かならず全員が申請でき給付を受けられるものとは限りません。

申請の際は、内容や条件などよく確認しましょう。

担当：中嶋(英語)、中村(社会)